

様式第2号（第5条関係）別紙

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案に対する ご意見	看板自体は企業広告としてあっても良いがデザイン・内容を精査が必要ではないかと考える。	令和4年7月に「熊本市屋外広告物ガイドライン」を作成し、推奨する色やデザイン等、具体的にお示しています。今後、一層周知を行い、誘導して参ります。	対応4 (事業参考)
	案内板程度の物は欲しい。	第3種禁止地域になることで一般広告物は禁止となります が基準に適合した道標は掲出可能です。	対応3 (説明・理解)
	あまりに大きい看板は景観を損なうので、禁止でいいと思う。	現在の変更の考え方を基本として速やかに進めて参ります。	対応2 (既記載)
	広告内容についても、自家用広告物のみとするのは賛成である。	現在の変更の考え方を基本として速やかに進めて参ります。	対応2 (既記載)
	病院等は大きい看板を出してもいいと思うが、遊技場などは公共性を考えても不要と考える。	現在の変更の考え方を基本として速やかに進めて参ります。	対応2 (既記載)
	「③既存の広告物に著しい不利益が生じない区間であること。」とあるが、不利益が生じないかどうかについてどのように判断するのか基準はあるのか。	著しい不利益が生じるかどうかについては、影響を受ける既存広告物が多数存在するかを考慮し判断することとなります。規制地域変更により既存広告物には影	対応3 (説明・理解)

	<p>響が生じることになりますが、現行基準において既に適法に掲出されている屋外広告物については、変更前の規制地域区分や屋外広告物の造りを考慮し一定の経過措置期間を設けております。既存広告物については個別にご説明するなど丁寧に対応して参ります。</p>	
	<p>池上 IC 付近に病院等の屋外看板等が多く設置されているように見受けられるがこれらは概要図の「第3種許可地域」に該当するため許可されているということか。</p>	<p>現在は「第2種許可地域」であるため一般広告物は掲出可能となっています。</p> <p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>これらについて視認性や景観の観点から今後規制を行うことはあるのか。</p>	<p>現在、現行基準において既に適法に掲出されている屋外広告物については、変更前の規制地域区分や屋外広告物の造りを考慮し一定の経過措置期間を設けております。既存広告物については個別にご説明するなど丁寧に対応して参ります。</p> <p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>一般広告物を対象外としたことは良いと思う。</p>	<p>現在の変更の考え方を基本として速やかに進めて参ります。</p> <p>対応2 (既記載)</p>

	<p>規制地域変更の場合、早めの事前通知を希望する。</p>	<p>規制を変更し次第、HPはもとより本市に登録又は特例の届出を行っている広告業者等へ速やかに周知致します。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
	<p>猶予期間として最低でも3年は欲しい。</p>	<p>規制地域変更を行う場合、現行基準において既に適法に掲出されている屋外広告物については、変更前の規制地域区分や屋外広告物の造りを考慮し一定の経過措置期間を設けております。既存広告物については個別にご説明するなど丁寧に対応して参ります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>規制地域の変更の考え方として、「既存の広告物に著しい不利益が生じないこと」とあるが、基準をみたしていない既存広告物が有る場合は、規制地域の変更はないということか。もしそうであれば、「沿道景観を保全するため」という目的のためには、改修等に対する補助制度の構築と合わせて、基準を満たしていない既存の広告物があったとしても、規制地域に設定する方が良いのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、「沿道景観を保全する」という目的を達するためには基準を満たしていない既存広告物があったとしても規制を行うべきと考えます。しかし、現行基準において適法に設置されている屋外広告物へ直ちに対応を求めるに不当に不利益を生じる恐れがあるため、規制地域変更を行う場合、現行基準において既に適法に掲出されている屋外広告物については、変更前の規制地域区分や屋外広告物の造りを考慮し一定の経過措置期間を設けております。既存広告物については個別にご説明するなど丁寧に対応して参ります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>

	<p>第3種禁止区域では、一般広告物が禁止されるが、公共性の高い広告案内もあると思うのでそのような場合は認めるなどの取扱いがあった方がいいと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、公共性の高い広告案内が必要な場合もあります。公的目的のために掲出される広告物はその設置者を限定し、掲出可能となっています。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>池上工区、池上インター線は熊本駅と市北部とをつなぐ重要な路線で、熊本市民だけでなく市外、県外からの来訪者も一定数通行することが想定されるため、今回の規制地域区分の変更が良好な沿道景観の維持・形成につながることを期待する。</p>	<p>ご意見のとおり自然豊かで良好な景観を維持するため、現在の変更の考え方を基本として速やかに進めて参ります。</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>このエリアは熊本城を中心 に史跡が広がり、その近隣 の金峰山など西回り道路沿いは自然豊かな景観も連続して続き、車で走行する人が自然豊かな環境を見ながら気持ちも安らぎ安全運転につながると思われる。また一方では地域住民の快適な環境保持を維持する為、今回の規制の変更に賛成である。屋外広告物を規制することでより景観にマッチした広告物設置の役割が活かされると思う。</p>	<p>ご意見のとおり自然豊かで良好な景観を維持するため、現在の変更の考え方を基本として速やかに進めて参ります。</p>	<p>対応2 (既記載)</p>